

予納金の廃止予定日の変更について

第2回審議会にて報告した予納金の廃止予定日を、次のとおり変更します。

予納金の廃止予定日

令和6年8月1日→令和6年3月31日

(参考)

1. 予納金制度

予納金とは、水道料金の保証金的な性格を有するもので、城陽市給水条例第33条第1項に基づき、管理者が定める料金1期分相当額を水道の開栓時に使用者から預かっているもの。

転宅等で水道を閉栓する際、最後に請求する水道料金に予納金を充当しており、充当後に予納金の残金がある場合は、使用者に還付している。

メーターの口径	一般用	工事用
13mm	6,000 円	70,000 円
20mm		
25mm		
40mm	23,000 円	170,000 円
50mm	47,000 円	
75mm	125,000 円	
100mm	241,000 円	
150mm	664,000 円	
200mm	1,257,000 円	

※申込の時期によって金額が異なる。

2. 予納金の状況

その他流動負債 162,320,582 円 (令和5年11月2日時点)

3. 予納金制度の廃止内容

一般用・工事用ともに廃止。

4. 必要な手続き

- ・城陽市給水条例の改正 (令和6年3月)
- ・城陽市給水条例施行規程の改正 (令和6年3月)
- ・ホームページ・広報じょうようにて周知 (令和6年4月以降)
- ・予納金還付対象者への通知 (令和6年4月以降)
- ・予納金の還付手続 (令和6年4月以降)